

しあわせマイホーム支援金交付要綱

〔鹿野町湯川住宅団地・湯花団地・青谷町望町団地〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市土地開発公社が分譲を行なっている鹿野町湯川住宅団地、鹿野町湯花団地、青谷町望町団地の販売促進、若年層に安心して子どもを育てられる住環境の提供と地域の活性化を目的とし、土地、建物の購入費用の一部を支援するものとする。

(支援対象者)

第2条 前条の分譲地を購入、又は定期借地権制度を利用し、建物を購入する者でつぎの要件を満たす者に支援を行う。支援対象者が各支援の対象の場合、併用して支援するものとする。

(1)地域活性定住支援

ア 公社分譲地を選定し、建物を購入、住民登録後、5年以上居住する世帯。

(2)移住者世帯住宅支援

ア 鳥取市以外の市区町村より移住する世帯。(未住民登録者)

イ 建物を購入、住民登録後、5年以上居住する世帯。

(3)子育て世帯住宅支援

ア 子どもが居住する世帯。(子ども・中学校3年生まで。出産予定も含む)

イ 建物を購入、住民登録後、5年以上居住する世帯。

(支援金の額)

第3条 支援金の額はつぎのとおりとする。

(1)地域活性定住支援

1世帯あたり ……100万円〔最大100万円〕

(2)移住者世帯住宅支援

1人あたり……50万円

〔移住者世帯住宅支援、子育て世帯住宅支援を併用し、最大200万円〕

(3)子育て世帯住宅支援

1人あたり……50万円

〔移住者世帯住宅支援、子育て世帯住宅支援を併用し、最大200万円〕

(申込書の提出について)

第4条 前条に係る支援金を受けようとする者は、しあわせマイホーム支援金申込書〔鹿野町湯川住宅団地・湯花団地・青谷町望町団地〕(様式1号)、誓約書(様式2号)に関係書類を添付し、提出するものとする。

(支援金の決定)

第5条 理事長は、前条の規定により提出された申込書等の審査を行う。審査により支援金を交付する場合はしあわせマイホーム支援金交付決定書〔鳥取市鹿野町湯川住宅団地・湯花団地・青谷町望町団地〕(様式第3号)により支援対象者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 理事長は、しあわせマイホーム支援金請求書〔鳥取市鹿野町湯川住宅団地・湯花団地・青谷町望町団地〕(様式4号)の提出を受け、支援対象者とその家族等が居住、住民登録等手続きの完了を確認後、30日以内に支援対象者に対し支援金を交付するものとする。

(交付の取消・返還)

第7条 理事長は、つぎの項目に該当する行為があった場合は、支援金交付決定を取消し、又は既に交付した支援金の全額の返還を命ずることができる。

(1)本支援金の交付要件に違反したとき。

(2)申込書の内容に虚偽、その他不正があったとき。

(3)本支援金を受領後、第2条第各項に定める期間を経過しない間に市外に転出したとき。ただし、第2条第2項の該当者が就学等により鳥取市外に転出した場合は除外とする。

(適用除外)

第8条 支援対象者が次の各号に該当する場合には、第2条に規定する対象者から除外する。

(1)鳥取市より転出後、1年未満の者より申込みがあったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

2 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。